

参考

●被扶養者の収入

1. 収入の範囲

- (1) 給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む)
- (2) 各種年金収入(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、農業者年金、船員年金、石炭鉱業年金、議員年金、労働者災害補償年金、企業年金、各種の恩給、自社年金、非課税扱いの遺族年金・障害年金、私的年金等)
- (3) 事業収入(農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく収入、また保険の外交等自由業に基づく収入)
- (4) 不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入)
- (5) 利子収入(預貯金・有価証券利子等)
- (6) 配当収入(株主配当等)
- (7) 雑収入(原稿料・印税・講演料等)
- (8) 健康保険の傷病手当金
- (9) 雇用保険の失業等給付
- (10) その他継続性のある収入

2. 被扶養者の収入限度額

■1人あたりの収入限度額(厚生労働省通達に基づく)

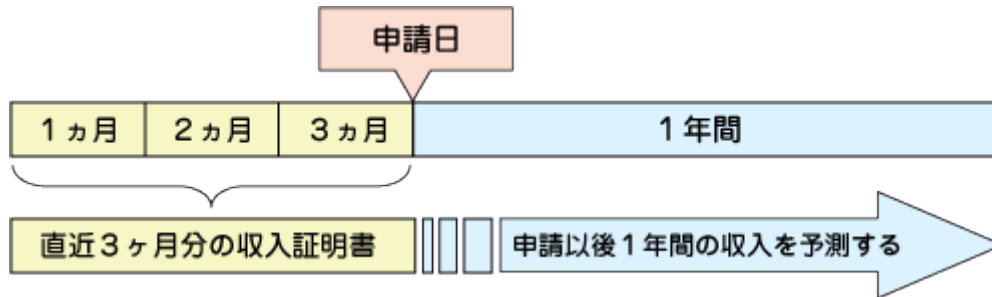
被扶養者の年齢	収入限度額
59歳以下	年間130万円未満 (目安として月額108,334円未満)
60歳以上 (又は59歳以下の障害年金受給者)	年間180万円未満 (目安として月額150,000円未満)

注意: 給与収入証明として給与明細書(最新3ヵ月分)で申請した際、3ヵ月平均額が108,334円(又は150,000円)以上であった場合は、収入見込み額が年間130万円(又は180万円)未満であることが確認できないと判断します。

◆適切な扶養者認定のために必要な場合はさらに書類の提出を求める場合があります。

■年間収入算出のイメージ

直近 3 ヶ月の収入から、申請以後 1 年間の年収見込み額を推測します。



【年収の算出方法】

①給与収入: $\{(\text{直近 3 ヶ月の総支給額の合計}) \times 4\} + (\text{賞与} \times \text{支給されている回数})$

※給与、賞与とも、税金等控除前の総収入額(通勤交通費も含む)

②各種年金収入: 介護保険料及び税金控除前の支給金額

③事業収入・雑収入: 総収入－当健保組合が認める必要経費

④不動産収入: 総収入－当健保組合が認める必要経費

⑤利子・配当収入: 税金控除前の総収入額

⑥健康保険の傷病手当金: 給付日額 $\times$ 365 日

⑦雇用保険の失業等給付: 給付日額 $\times$ 365 日

⑧その他継続性のある収入: 税金控除前の総収入額

●仕送り基準額

家族が別居している場合は、認定条件として被保険者が継続的な仕送りでその家族の生活費を主として負担している事実が必要になります。仕送り方法は金融機関からの振込みとし、該当家族の口座へ毎月定期的・継続的に家族の収入よりも多い(かつ下限基準額以上の)金額を仕送りしていることが必要です。

(※注意) 上記条件を満たしても、健保組合で扶養の事実が確認できないときは認定不可となる場合があります。

●家族の年収が 72 万円未満の場合の仕送り下限基準額●

該当者(人数)	仕送り下限基準額
1人	6万円／月

<別居であるが仕送りを証明するものが免除されるケース>

- A. 単身赴任・3 ヶ月以上の長期出張による別居
- B. 子供の進学による別居
- C. 里帰り出産・介護による別居